

茨城県地域防災計画の改定(2024.3)

○原子力災害対策計画編

I 改定の背景

国の防災基本計画(原子力災害対策編)の改定

- 被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者が属する組織は、放射線防護に係る指標として、放射線業務従事者の平時における被ばく限度を参考として定めておくものとされた。

II 主な改定項目

原子力災害時における放射線防護に係る指標(線量限度)を防災業務関係者の属する組織が設定

- 本県における防災業務関係者の属する組織は、放射線業務従事者の平時における被ばく限度である5年間につき100mSvかつ1年間につき50mSv(ただし、人命救助等の緊急かつやむを得ない作業を実施する場合は、100mSv)を参考として、あらかじめ指標を定めておくこととするもの。

※ 防災業務に従事する県職員の線量限度についても当該指標とすることを別途定める

○これまでの経緯等

- R5.12月 地域防災計画改定に係るパブリックコメントの実施
- R6.2月 第62回茨城県安全衛生委員会で報告
- R6.3月 防災会議を経て、地域防災計画を改定